

確定申告の季節です

職業、女優。



2月17日、3月17日

所得税の確定申告、市・県民税の申告は2月17日から3月17日までです。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。この申告によって、所得税は平成14年分の税金が確定し、また、市・県民税は平成15年度の税金を計算する重要な申告です。期限内に正しい申告をしましょう。

市・県民税

市・県民税の申告が必要な方には、市・県民税の申告書をお送りしますので、裏面の「申告書の書き方」をよく読んで記入のうえ、指定された相談日に申告してください。

農業所得のある方は、収支内訳書を記入のうえ、併せてご持参ください。申告者が入院中または学生等で収入のない人は、その旨を余白に記入し、税務課市民係へご返送ください。

また、申告が必要な人で、申

告書が届いていない人は、市民税係にご連絡ください。

(注) この市・県民税の申告をされていないと、所得証明、課税証明などを交付することができません。

申告が必要な人

平成15年1月1日現在、市内に住所があった人で、昨年一年間、次のことに該当する人です。ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人は、必要ありません。

一般の人の場合

① 昨年中に所得があった人

② 純損失、雑損失の控除の適用を受けようとする人

給与所得者の場合

① 給与所得のほか、所得(農業所得、地代、家賃、利子、配当等の収入)があった人

② 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人

③ 雑損控除、医療費控除の適用を受けようとする人

年金所得者で他に所得がある場合

- ① 老齢や退職を事由とする年金受給者
 - ② 厚生年金や国民年金の老齢年金受給者
- (注) 年金受給者のうち、非課税扱いの年金(障害年金、遺族年金、母子年金、寡婦年金)を受けている人は、申告が不要です。

申告に必要なもの

● 申告書

市・県民税についての問い合わせ

市役所税務課市民税係

☎ 23・1124

平成15年度 市・県民税申告相談日程表

月・日(曜)	会場	対象行政区	
		午前(9:00~12:00)	午後(13:00~16:00)
2月17日(月)	通公民館	通1・2・3・4・5区	通6・7・8・9区
18日(火)	〃	通10・11・12・13区	通14・15・16区
19日(水)	仙崎公民館	白瀧1・南町・栄町区	白瀧2・本町・洲崎町・錦町区
20日(木)	〃	白瀧3・鍛冶屋町区	中新町・新町・旭町・大日比区
21日(金)	〃	祇園町・北本町・幸町・今瀬町区	新屋敷町・新開町・大泊区
22日(土)	〃	青海区	鳥越1・2区
23日(日)			
24日(月)	農村婦人の家	山小根・大埜区	淡木1・2・坂水区
25日(火)	〃	真木区	淡木3・中区
26日(水)	俵山公民館	木津区	上安田・下安田区
27日(木)	〃	大羽山区	湯町区
28日(金)	〃	上政・黒川区	小原区
3月1日(土)			
2日(日)			
3日(月)	俵山公民館	郷区	七重区
4日(火)	物産観光センター	田屋・鉄道区	湊1東・湯本・三ノ瀬区
5日(水)	〃	湊1西・駅前・下郷区	上郷・門前区
6日(木)	〃	河原区	湊2・3・中央区
7日(金)	〃	上川西2区	上川西1・後ヶ追区
8日(土)			
9日(日)			
10日(月)	物産観光センター	大河内・小河内区	境川区
11日(火)	〃	中山・正明市1区	板持1・2区
12日(水)	〃	板持3・緑ヶ丘区	板持4区
13日(木)	〃	殿台・正明市3・5区	江良区
14日(金)	〃	下川西・上ノ原区	藤中・開作区
15日(土)			
16日(日)	物産観光センター	正明市2・4区	指定日にこられなかった人
17日(月)	〃		指定日にこられなかった人

※できるだけ指定日にお越しください。指定日にこられない人は、予備日(3月16日/午後・3月17日)をご利用ください。

※市役所税務課の窓口では、申告相談を実施いたしませんので各申告会場にご来場ください。